

設立後初めて 単独で法定後見を受任

SKサポートでは、2024年10月までに42件の法定後見を受任していますが、その内訳としましては、

- ・品川社会福祉協議会を後見監督人とする法定後見の受任……39件
- ・弁護士を後見監督人とする法定後見の受任…………… 1件
- ・親族との複数名による法定後見の受任…………… 2件

となっており、今までは、後見監督人が付かない、複数名での後見人ではない、真の単独での法定後見の受任はありませんでした。

こうした中、正会員であるS信金の元女子職員から「友人が高齢の母親の対応で困っているの、相談に乗ってほしい」との連絡があり、SKサポートの事務所で相談者である親族の方からご本人の状況をお聞きして検討したところ、法定後見が良いのではないかということになり、その際は、SKサポートに是非「後見人」になってもらいたいとの依頼がありました。

その後、相談者が書類を揃えて東京家庭裁判所に法定後見の申立を行い、一方、SKサポートでは東京家庭裁判所でのヒアリングに備えて、品川社会福祉協議会（品川成年後見センター）や業務管理委員会にて具体的なアドバイスを受けた後、当該裁判所でのヒアリングにおいて、後見制度支援預金の活用とSKサポートの10年に及ぶ法定後見の実績を強く主張しました。間もなくして、当該裁判所から追加の書類（10種類以上）の提出依頼がありましたので、当該書類を迅速に提出しましたところ、後見制度支援預金の活用を条件として「後見開始の審判書」を受領し、11月からSKサポートが後見人として単独で受任することができました。

相談者にその旨を連絡しましたところ、「ホッとしました。知らない弁護士だったらいやだなと思っていました。」と非常に安堵した様子でした。

また、12月には、今まで弁護士が後見監督人を行っていた法定後見で、被後見人の不動産を売却して財産が預金のみになったため、SKサポートの今までの後見人としての親身で正確な活動を見てきた当該弁護士が東京家庭裁判所に「成年後見監督人辞任許可申立書」を提出して審判が下りたことにより、SKサポートが単独で後見業務を行うことができるようになりました。

セミナー

地域の皆様に対するセミナーの講師を行いました。



城南信用金庫大岡山支店の取引先に対するセミナー

SKサポートでは、現在、家族信託を中心とした成年後見関連のセミナーを金融機関の職員の皆様はもとより、地域の高齢者の皆様を対象として実施しております。

セミナーの講師は、SKサポートの吉原理事長、島田常務理事をはじめ、相談業務担当の職員が務めさせていただいており、皆様がお集まりになっている会場に出向いて開催しております。

ポールdeウォーク(歩行用のポールを突きながら歩く)の参加者に対するセミナー



業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数 (各月末)		2024年 12月	2024年 9月
法定後見受任		43	42
類型	後見	32	31
	保佐	6	6
	補助	5	5
任意後見契約 (後见人指定)		186	180
種類	見守り業務	2	2
	委任業務	13 s w s	13
	任意後見業務	2	2

累計件数 (各月末)	2024年 12月	2024年 9月
遺言執行者指定	736	701
遺言執行終了	76	69
死後事務委任契約	96	91
死後事務終了	17	17
家族信託契約書作成支援	683	645

(各計数は必要に応じて補正してあります)
(家族信託契約書作成支援の件数には、内容変更契約は含まれておりません)